

平成28年第3回広尾町議会定例会 第3号

平成28年9月12日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 一般質問
- 4 議案第91号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 5 議案第92号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○出席議員（11名）

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちず子
4番 前崎 茂	5番 志村 國昭
6番 山谷 照夫	8番 渡辺 富久馬
9番 小田 英勝	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（2名）

3番 北藤 利通	7番 星加 廣保
----------	----------

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	堂 場 則 彦
兼 出 納 室 長	堂 場 則 彦
総 務 課 長	鈴 木 孝 俊
総 務 課 長 補 佐	白 石 晃 基
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司
税 務 課 長 補 佐	平 浩 則

住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
保 健 福 祉 課 長	大 山 林 勝 則
保 健 福 祉 課 長 補 佐	山 崎 勝 彦
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅 原 樹 美 恵
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
老 人 ホ ー ム 所 長	厚 谷 幸 則
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
農 林 課 長	松 田 哲 典
兼 町 営 牧 場 長	松 田 哲 典
水 産 商 工 観 光 課 長	雄 道 幸 裕
建 設 課 長	道 淳 一
建 設 課 長 補 佐	北 藤 盛 通
建 設 課 長 補 佐	前 田 憲 一
上 下 水 道 課 長	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川 浩 司
港 湾 課 長	小 道 端 隆 三
港 湾 課 長 補 佐	森 谷 亨
国 保 病 院 事 務 長	今 井 啓 容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤 裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺 將 人

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	澤 田 佳 幸
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	澤 田 佳 幸
管 理 課 長 補 佐	山 岸 直 宏
ひ ろ お 幼 稚 園 長	山 道 尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志 悟
兼 図 書 館 長	保 志 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志 悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜 頭 力
図 書 館 長 補 佐	奥 村 京 子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	菅 原 康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	鈴 木	孝 俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	新 海	敏 春
事 務 局 長	早 川	修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。3番、北藤利通議員、7番、星加廣保議員より欠席の届け出があります。

また、町長から、議案2件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、小田<sup>こだ</sup>英勝議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

1、議長（堀田） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

本報告書は、各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、小田<sup>おだ</sup>雅二議員、報告願います。

1、議会運営委員会委員長（小田<sup>おだ</sup>） 平成28年第8回議会運営委員会所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

委員会の開催状況であります。平成28年9月8日でありまして、開催場所、出席委員、欠席委員、それと出席された事務局職員のお名前については、お手元の報告書にあるとおりであります。

調査の内容についてであります。議会の運営に関する事項についてでありまして、追加議案の取り扱いについて協議しました。

9月16日の本会議で審議する予定となっていた追加議案については、12日の本会議で一般質問終了後に審議することです承されました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

1、議長（堀田） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、2番、萬亀山ちず子議員、発言を許します。

1、2番（萬亀山） 私は、安全・安心なまちづくりのため、防犯カメラの設置について町長の考えを伺います。

町長は、町政執行方針の中で「安心して暮らせるまちづくり」、特に防犯に対する備えとして、警察署と連携した住民の必要な情報提供、町内会や関係機関と連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めるとしています。

そこで、広尾町における防犯体制の現状はどうでしょうか。小さな町ですから、さまざまな情報は口コミで早く伝わるという利点がありますが、見えないところで発生する事件などには憶測が広がり、不安をかき立てるばかりではないでしょうか。身近なところで起こり得る犯罪、あるいは事故等に対し不安を感じている町民の方も多いと思います。

その要因の一つに、犯罪、事故の前後を記録して事件の抑止対策、あるいは早期解決に有効な防犯カメラの設置などが見られないことが考えられます。全国で発生する事件、事故の解決に防犯カメラの記録が重要な手がかりとなっていることはマスコミでも頻繁に取り上げられています。今年、帯広で発生したひき逃げ交通事故も、防犯カメラの記録で解決に至っています。平和で小さな町でも、犯罪や事故が発生する可能性は否めません。安全・安心なまちづくりのため、防犯カメラの設置について町長はどのようにお考えかお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、萬亀山議員の質問にお答えをいたします。

今年度の町政執行方針におきまして、「犯罪のない安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります」としております。その実現を図るため、広尾町地域安全推進協議会での犯罪の現状把握及び防止対策の連絡調整、広報啓発活動の推進、関係機関との連携及び情報交換、関係団体への支援などを行っております。

本年に入りまして、広尾警察署管内において、車上狙いなどの窃盗事件が昨年を上回るペースで発生しております。広尾警察署と広尾地区防犯協会連合会におきまして、広尾地区車上狙い防止対策実施要綱、これを設けまして、「愛車まもり隊」として、車上狙い対策に限定した防止対策であります。運動の目的を広く住民等に周知し、住民等を運動の参加者として募り、住民みずからが車上狙いの防止活動の一員としての意識を醸成し、全般的な犯罪防止を図る活動について実施しております。これらの活動に加え、事件の抑止や未然の防止対策に防犯カメラの設置について今後検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 2番、萬亀山ちず子議員。

1、2番（萬亀山） 私調べたところをちょっとお話ししたいと思います。

本年の広尾町内では、刑法犯認知件数は、今年度7月末で、窃盗6件、また、器物損壊3件、粗暴犯3件発生しているそうです。27年中にはこのような犯罪が19件発生しているところではありますし、今年度においてもさらに起こり得るのではないかと危惧しているところでございます。

私は、昨年、シーサイドパークでパークゴルフをしていた友人とちょうどたまたま一緒だったのですけれども、その方が車上狙いに遭いまして、まず窓ガラスを割られ、そしてバッグ、現金、通帳、キャッシュカードと全部持っていかれていまして、その事件にちょうど私も居合わせたところなのですが、とても恐ろしい気持ちでございました。犯人はすぐに銀行に直接行って、顔を隠しながらキャッシュカードを使っておろしてしまったのですね。ただ、軽トラックで走っていったということだけは確かだったのです。それもある程度手がかりにはなるのですけれども、結果としては解決に至っておりません。自分の不注意から、また、事件に巻き込まれるケースもあります。いずれにしても被害者、目撃者、遭遇者などから届け出がなければ事件として取り上げられないわけなのです。

また、今年に入りまして、広尾町内でも子どもに対する不審者の声かけも3件発生しているそうです。また、子どもへの不審の声かけなどでは、ただ学校でとまってしまうのか、ましてや家庭でとまるのか、そして子ども同士でとまってしまうのか、そういったところもやっぱり不安材料になります。まず、子どもが被害に遭っても記憶の曖昧さで、時間の経過とともに事件解決には結びつかないこともあると思います。結果として、どこかで監視の目があったらと後悔を感じることはあると思います。

管内の町村の防犯カメラの設置状況も調べましたけれども、まず清水町はじめ、全部で8件設置しているそうです。単独で設置するには本当にお金もかかるところで、財政に余裕もないものと承知しております。でも、企業、商店街、そして協力要請、そしてまた、道の補助などもちょっと調べていただいて、そういった取り組みも必要かと思えます。

ともあれ、危機感を持ち、住民を犯罪から守るための抑止力、そして効果が期待できる防犯カメラの設置について、町長、よろしく願いいたします。これで私の質問を終わります。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員のほうからいろいろご提言をいただいたところであります。何といたしても住民の方が安心して暮らしていける、そのためにやはりしっかりと行政運営をしなければならぬというふうに思っております。

今、全国的に、テレビ、新聞を見ても凶悪な犯罪、子どもを巻き込んだ犯罪等々が報道されておりました。今まではそんな事件というのは都会で起こっているものだというふうに思っていました。

けれども、最近はどここの場所で起こっても不思議ではないという、そんな時代背景があるわけであり、そういった意味で、どうやって未然に防ぐのかということ、これもやはり大切な行政執行の分野だというふうに思っております。

今、防犯カメラの設置についてご提言を受けました。8市町村で、それぞれカメラを設置しているところであり、設置は、いろいろな公共施設を中心として、また、いろんな公園ですとか、そういったところ、不特定多数の方々が出入りするところの部分に設置をされているわけであり、やはり効果があるものだというふうには思っておりますけれども、そこでやはり設置に向けては慎重な判断も片方では必要だということに言われているところであり、監視をするわけであり、当然、個人のプライバシーの問題、個人情報保護の問題もありますし、それとあわせて監視をして安全な生活を守るといふ点と、それから何といたしてもプライバシーの保護をどう守っていくのかということ、これがあるわけであり、全国的な統計を見ると、やはり監視をされても安全な生活をしたいたいということが大きくアンケートとしてはあるみたいであります、そこで設置をする側としては、やっぱりきちっと設置の指針、この基準というか、厳正な使い方、これをやはりしっかり明記しながら、そしてどこに監視カメラがついているのかということ、これを公表しながらしなければだめだということに思っているところであり、何といたしても、やはりどうやって誰が見られるのか、運用はどうするのか、この辺をしっかりと、犯罪抑止目的、それから犯罪が起きたときに使うわけであり、そういったところに限定をするという厳正な指針をきちっと定めないとやっぱりいろんな問題が発生しますので、そういったことも総合的にこれから検討させていただいて、設置場所についても検討させていただければというふうに思っているところであり、

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、3点について質問をいたします。

1つ目は、町営合葬墓の建設についてであります。

近年、核家族化や少子化の進行とともに高齢者の単身世帯が増えている中で、年金等の削減などによる貯蓄の余裕のない世帯の傾向が見られます。さらにまた、価値観の多様化などにより、全国的にお墓に対する考え方や祭祀のあり方、時代の変遷とともに変化してきております。お墓参りや先祖に対する崇拝は長年にわたり受け継がれてきた大切な文化であり、風習でもあります。加えて、何よりも故人が生きていた尊厳が守られるものでなければなりません。このような状況下で、本町においても「子どもがいない」「お墓を継いでくれる人がいない」「お墓を建設するには100万円から200万円ほどかかり、納骨堂を購入するにも数十万円かかるので困難である」などの声が寄せられております。さらにまた、近隣に身寄りがないなど、将来のお墓の維持管理に不安を抱く方など、無縁化に不安を感じ、公設の合葬墓を要望されているところであり、

帯広市は、昨年度、中島霊園に合同納骨塚を設置し、当該施設の使用料及び管理料を合わせて1万円以下とし、本年度から供用開始しております。4月から申し込みの受け付けをし、既に3か月

間で169件の申し込みがありました。平成40年度で2,000件を予定しているとのことであり、網走市でも、潮見墓園合葬墓を平成26年度から供用開始しておりますが、使用料及び管理料を含め、1件2万円となっております。また、使用料等については永代供養の料金も含んでおり、申請者の要件も網走市民はもとより市に本籍を有する方、市内にあるお墓を改葬する方、市内に親族のいる方など、帯広市と同様な要件としております。

本町の高齢化率も年々増加しており、とりわけ独居高齢者の割合が高まる中、公営の合葬墓の建設は喫緊の課題であり、町民ニーズの把握とともに先進自治体を参考にして検討すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次、2点目であります。十勝バス（株）「広尾線」利用促進支援についてであります。

高齢化社会を迎え、高齢者ドライバーの運転免許証の返納など、地方での生活交通路線バスは病院などで欠かせないものとなっております。沿線自治体の少子化や転出等、人口減少などで、その要因として乗客数が減少し、年々経常損失が増加しております。

このような状況のもとで、国庫補助路線として十勝バス株式会社が運行している広尾一帯広間に係る市町村負担も年々増加しており、市町村財政を圧迫しております。平均乗車密度が5.0以下になった平成22年度から、帯広市を含む広尾線の沿線6市町村の負担額が発生し、平成22年度においては、その額が90万2,000円であったものが平成24年度1,846万1,000円、平成26年度は4,284万7,000円と大幅に負担額が増額されております。

これに合わせて本町の負担額も、平成22年度の23万4,000円が平成25年度には1,037万2,000円、平成26、27年度は1,500万円を超える負担額となっており、今後においても増加傾向にあります。

十勝バスの広尾線の運行は、唯一の公共交通であり、路線を守るために本町も最大限の支援をしていかなければならないと考えます。経常費用の削減ももはや限界であり、乗客を増やすことが急務であります。利用促進策としての具体的な方策はどのように検討されているのか、お答えをいただきたいと思っております。

また、国、道の補助金が、平成24年度は9,492万1,000円、約9,500万円あったものが平成26、27年度は8,500万円と経常損失が増加しているにもかかわらず減額されております。地方創生と言いながら、それとは全く逆の方向性となっております。国に対して補助金の増額を求めるべきと思っております。

平成24年3月の定例会において、私は一般質問で、特に高齢者の方から要望のあった広尾線のバスに都市間バスが設置しているようなトイレについて、バス会社と沿線自治体で協議し、朝夕の1往復でも高齢者のニーズに応えるよう、トイレの設置について取り上げたところであります。広尾の始発から帯広駅前バスターミナルまで2時間40分以上の時間を要するため、トイレが心配で十勝バスを利用したくてもできないとの高齢者からの要望も聞いております。現在、十勝バス本社が沿線自治体の住民の皆さんにアンケート調査をしておりますが、本町の支援体制はどのように考えているのか、町長の見解を求めます。

次、3点目であります。季節労働者の冬期雇用対策について質問いたします。

平成26年4月から消費税が8%に増税され、加えて実質賃金の低下している中で、これからの冬

の生活が不安だと口にする季節労働者の方もおります。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える冬期援護制度が廃止され、新たに通年雇用促進事業が実施されたものの、極めて不十分な内容となっております。管内においても、季節労働者の冬の雇用と生活を支えるために町村独自で冬期雇用対策事業を実施しております。

本町では、平成20年度に季節労働者冬期雇用対策事業費として307万円、延べ120人分の季節労働者の方々に、さらに平成23年度の当初予算にも計上され、430万円、延べ152人の方々に支払われております。この雇用対策事業に従事した方々から、「冬の仕事のないときに大変助かります」との声も寄せられているところであります。昨年度も、季節労働者に対する雇用対策事業費が9月の定例会で補正予算化されたものの、その内容は、落札した請負業者が冬期間の事業として行ったもので、本来の季節労働者の冬期雇用対策とはなっていないものであります。

管内の昨年度の季節労働者の冬期間の生活を支援する事業として、隣の大樹町では、町単独事業として季節労働者対策事業、支障木伐採処理工事を延べ220人分680万4,000円が支払われております。上士幌町では、緊急雇用対策事業として明渠排水路内の雑木処理で延べ244人分332万円の事業を行っております。幕別町では、街路・公共施設等清掃業務308人分230万2,000円、町道環境整備業務、支障木伐採業務として298人分165万7,000円、職員住宅解体業務として120人分793万8,000円、合わせて延べ726人分1,189万7,000円、約1,200万円の事業を取り組んでおります。士幌町は、緊急雇用対策事業として、12月から3月の冬期間に失業対策として町有地雑木伐採事業、延べ302人分425万円、町有建物解体工事、延べ92人分844万7,000円、合わせて1,269万7,000円の事業を実施しております。また、本別町では、町道の側溝支障木撤去作業で延べ129人分410万円の事業を行っております。そのほか、帯広市や中札内村などでも、それぞれ12月から翌年の3月にかけて、冬期間就労がなくなる時期にこれらの業務を町単独で実施しております。冬期雇用対策事業を毎年度実施している先進自治体は、季節労働者の冬期間の就労の場を提供し、生活安定を図ったとしております。

本町の季節労働者の職種別労働者数の実態と先進市町村の事業実施状況を参考にして、冬期の季節労働者雇用対策を講ずるべきと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町営合葬墓の設置についてであります。

近年の少子化や核家族化の進展に伴い、近親者が近くにいない、子どもがいない、維持費が大変など、お墓を個々に維持管理することに不安を持たれている方が増えていると言われております。

現在、茂寄墓地におきまして使用可能区画数は、2,008区画中、貸し付け中が1,918、昨年度、7区画が返還されております。広尾町から町外にお骨を持っていかれた方が1件、町内でお寺の納骨堂に改葬された方が2件、申請してございましたけれども、必要としなくなった方が4件となっております。将来的にも安定した管理を委ねる方策の一つとして合葬墓が注目されている状況にあると思います。しかし、通常、自治体が設置する合葬墓は、一般的に利用にかかる費用は安価でありま

すけれども、複数の遺骨をまとめて埋葬するほか、納骨した遺骨については返還しないという、そんな内容になっているところでもあります。

近年、お墓に対する考え方もさまざまに変化している状況にあります。これまでは菩提寺を代々引き継いできたという、そんな傾向にあるのですけれども、それが引き継ぐ方がいなくなったときに寺院の墓地、永代供養などの方法があり、お墓に対する考え方が多様化になっているところでもあります。

本町といたしましても、現在のところ、合葬墓の設置は難しいと考えておりますけれども、今後、墓地に対する町民の方のいろいろなニーズを見きわめながら判断してまいりたいと思っております。

2点目の十勝バス（株）「広尾線」利用促進支援についてであります。

この広尾線につきましても、小学校の統合に対応する経路変更など、利便性の向上を図ってまいりましたが、利用者の減少や燃油価格高騰など、経常費用の増加により、平成22年度から沿線市町村の負担額が発生している状況にあります。その負担額も、平成25年度は1,000万円を超え、平成26年度からは1,500万円を超えております。地域間幹線系統確保維持費補助金、この実態に応じた適正な算定方法への見直しを国及び北海道等に引き続き要請を行っているところであります。

次に、路線を守るための方策であります。

一昨年、十勝バス社員と町職員で、町内の家庭の戸別訪問を実施いたしました。「乗車場所がわからない」「金額がわからない」「発車時刻がわからない」「トイレが心配」など、バス利用に対する不安が利用を妨げている意見が寄せられたところでもあります。これらを解消するため、昨年は、町内路線のマップ、時刻表、運賃などを掲載いたしました目的地別時刻表広尾町編、今年は、これに加えて帯広市内の病院、ショッピングモール等を掲載した目的地別時刻表広尾町編を町の広報誌に折り込み、全戸配布をしたところでもあります。今後におきましても、利用者の意見を取り入れながらバス利用の促進を図ってまいります。

次に、トイレつきバスの運行としての町の支援体制であります。

十勝バスは、車内にトイレを設置したバスの運行を検討しております。バスに関するアンケート調査を、本年、実施いたしました。アンケート内容は、今までどおり「段差がない乗りおりしやすいバス」か「段差はあるがトイレを設置しているバス」の選択制のアンケートでありました。結果は、トイレを設置しているバスが約1.6倍の支持があったところでもあります。この結果を受けて十勝バスでは、車両の設置、試験運行等について検討をしているところであります。トイレつきバスの試験運行が決定次第、広く町民に周知し、利用促進に努めるものであります。

続きまして、3点目の季節労働者の雇用対策についてであります。

季節労働者の方の雇用環境は年々厳しさを増し、雇用と生活は苦しいものがあると思っております。平成19年度から通年雇用化に向けて、帯広・南十勝通年雇用促進協議会が通年雇用促進支援事業を推進しているところであります。北海道特有の積雪寒冷の中で、建設業関係では期待するほどの通年雇用化の実績がなく、他の産業への転職もさらに厳しいものがあるところであります。

本町といたしましても、この協議会への負担金の支出をはじめ、平成20年度、平成23年度に短期

雇用就労対策として明渠排水の雑木処理工事を実施いたしました。昨年度は、旧職業訓練センター解体撤去工事、旧陶芸棟解体撤去工事を実施したところであります。今年度は、今回の補正予算第6号で議決をいただきました旧かもめ児童会施設の解体撤去工事を、冬期における季節労働者の生活の安定と雇用を確保する事業と位置づけているところであります。

2点目の本町における季節労働者の職種別の実態についてであります。主に建設業に限って言えば、ハローワークの届け出によりますと98名となっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） それでは、1点目の町営合葬墓の建設について再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、例えば複数の遺骨をまとめる等々ご説明がありましたけれども、合葬墓ですからそのとおりでと思いますけれども、今、全国で自治体への合葬墓の建設というのは、特に2000年から急激に増えていると。これは厚生労働省の資料等にも出ております。その中で、特に都市部が多いのですけれども、例えば東京都の都立小平霊園、これは2000年に設置されたものですけれども、今現在、約1万9,000人分のそういった納骨がされている、あるいは京都市の伏見区の霊園、これはもう1万7,000人とかいう形で非常に多くの方が利用されております。さらに、千葉市の桜木霊園合葬墓でありますけれども、この中で合葬墓についての規定がありまして、「使用者が定められた区画内を使用する従来の墓地とは異なり、墓地の承継の心配がなく、一つのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵する新しい形の墓地です。ご遺骨は、建物内に設置した納骨棚に30年間安置後、ほかのご遺骨と一緒に合祀し、永年に埋蔵されます」、このような形でうたわれております。ここはやっぱり都市部ですから、この使用料等については、1回のみですけれども、7万円かかるということになっております。先ほどの網走市は2万円で、帯広市の中島合同塚は、市民ですと7,200円、市民外ですと8,800円、1万円以下に抑えて利用されているということでもあります。

いずれにいたしましても、お墓については民法897条にも規定されておりまして、お墓等の所有権は慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する、ただし被相続人の指定する場合はその者が承継するという形でありますけれども、ただ、今言ったように遠隔地においてなかなかお墓参りができない、そういった不安を抱える方が増加傾向にあるということでもあります。そういった意味で、これらの自治体への合葬墓については、いわゆる少子化、核家族化による継承者不在の不安を払拭しているというところでもあります。まさに時代の変遷とともに、社会の考え方も変化してきているというふうに認識しているわけでありまして、この点について町長はどのように考えられているかお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員のほうから一般質問でこの合葬墓の提言を受けましたけれども、時代が変

わったなというふうに率直に感じているところであります。今までは先祖代々のお墓をしっかり守りながらそれぞれつないできたという、そんなことが自然だというふうに感じているところでありますけれども、少子化といいますか、人口減だとか、そういったこともやっぱり背景にあって、地元になかなか継承する人がいなくなってきたことを受けて、こんなこともそれぞれ各地でやられているのかなという率直な感想なのですけれども、何といってもなかなか、今、広尾町の中ではそういった声も聞かれないのが実態でありますけれども、でも時代背景としてはこういうことがあるのだなというふうに改めて認識をさせられたところであります。お骨をみんなと一緒に埋葬するわけでありまして、当然、供養とか、そういったことは行政としてしないわけではありますが、都会ではそんな方向にあるということでもありますから、本町においてもそういった住民ニーズがもし高まってくればやっぱり考えざるを得ないのかなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 私も、このいわゆる自治体の合葬墓については、最近、新聞等で出ておりました認識をしたわけでありますけれども、今、実際、広尾町のご高齢の方から、よく年金削減だとか、そういった形で貯蓄ゼロ世帯が増加傾向にあるという形で、先ほど言ったように高額なお墓ですとか納骨堂の購入についてはなかなか不可能であると。そういった中で、たまたまこういった町営の合葬墓、そういったお話を二、三の方から賜って、それで私も全体的な調査をしたり、こういった今の時代ですから、「これからの『お墓』選び」という本も出ておりました、これも読ませてもらいましたけれども、ここ本当に2000年に入ってから急激にこの合葬墓にかかわる社会の認識が変わってきたというふうに思っております。

そういった中で、帯広市も実際、今年度から供用開始しておりますけれども、音更町も2年ほど前から、いわゆる町営の合葬墓について、町が情報発信をして、その中で町民からアンケートをいただいているというような形で、まだアンケート自体は実験程度なのですけれども、そういった中で議会等のやりとりも含めて、今、1年程度で方向性を出したいということで、さきの定例会でもそういうご答弁がありましたけれども、やはり住民アンケートをとる前に、それと合葬墓について一定程度のやっぱり認識といいますか、そういった情報発信をしなければ、なかなかこのアンケートをとるといっても困難性があるのかなと思っておりますけれども、その点、先ほど住民ニーズを把握しながらということでもありますけれども、今現在、どのような形でそういった住民ニーズの把握をされるのかお答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 民法の話も出ましたけれども、基本的には個人の方がしっかり管理をするものでありますから、特に宗教的な行為でありますから、行政がかかわるものではないという、そんな認識を今というか、持っております。そこで、ただ社会が変遷していく中で考え方も変わってきて

いる、ですからほかの町村もそういうこともなされているのだなというふうに思っているところがあります。

ただ、積極的にというか、行政としてそういった住民ニーズを把握するような今のところの考え方はございません。ただ、住民のほうからいろんな声が上がってくれば、そこでやっぱり合葬墓ということも今の時代背景であるのかなというふうに思っておりますけれども、そういったところで住民の声をアンケートだとか、そんなところで把握するという今は考え方ございませんので、住民の方から声が上がってくれば、その時点で判断をしていきたいなというふうに思っているところがあります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今、住民の方からのそういった声といいますか、要望が上がっていないということでもありますけれども、たまたまこの7月前後にかけてそういった要望が、高齢者の2、3人の方からご相談といいますか、あったものですから、町長のところにも相当数が行っているのかなというふうに推察をして今回取り上げておりますけれども、ぜひいろいろなチャンネルでそういった、今、本当に高齢化社会、そういったことも含めて、ぜひ把握をしていただきたいと思っております。

次に、十勝バスの利用促進支援についてであります。

この十勝バスについて、いろんなマスコミ等でも取り上げられておりましたし、一昨年、野村社長、十勝バスの社長が見えられて広尾で講演された際にも、地域で住民の声を聞くということで、何軒か訪問されてアンケート調査を行っていたというところでもあります。実は、そのときにも、新聞報道でありますけれども、一部の町民の方から、ぜひトイレの設置をしてほしいという意見もありましたというようなことが出されておりましたけれども、実は私、先ほども言いましたように、24年3月の定例会の一般質問で、このときも高齢者の方から、帯広まで3時間近く、これ家から出て待ち時間を含めると3時間近くかかるので、トイレも心配でなかなか利用できないという方から相談を受けて、トイレの設置を、事業者と沿線自治体で協議会ありますので、そういった中で検討してはということで取り上げた経緯がございます。それから4年半たちまして、今、十勝バス、事業者が今、実際、沿線町村のアンケート調査をしております。そういった意味では、沿線自治体としても、特に広尾の場合は一番遠いところに位置して、さっきも言ったように3時間近くかかるわけですから、沿線自治体として、とりわけ広尾町としてそういったトイレの設置に係る支援策、これスピード感を持って取り組む必要があるかと思うのですね。その点について、お答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この広尾線利用促進でありますけれども、何といたってもそれぞれの自治体の負担が増えております。乗車密度が減っている、とりわけ乗っている人が年々減っているということ

であります。そんなことを受けて、広尾町も1,500万円を超える負担を、もう本当に大きなお金を負担しているということでもあります。

議員も企画課長のときに、この問題を担当された方なので十分わかっているかと思いますが、普通は補助金というのは乗車数が減ると、やはり地域住民の足を守るという観点から補助金が増えるのが当たり前ですけれども、減ったから補助金出さない、あなたの町で責任を持ってしなさいという、そんな構図になっているわけでありまして、こんな理不尽な地方の足を守る政策はないのだというふうに思っています、これまでも期成会ですとかそれぞれ政権与党に向けて、おかしいと、何とかしてくれという要望はもう毎年のようにしているところでありまして、このことはさらに強く国に向けて要望していきたいなというふうに思っております。

やはり地域の足を守る、やはりバス大切だねと私たち方針を出して補助金を出しているのですが、なかなか乗ってもらえないという、そんな現実もあるわけでありまして、そこをどうやって乗ってもらおうか、この1つとしてやっぱりアンケートではトイレが不安だということもありますから、十勝バスは十分このことも認識をしていただいておりますので、しっかりとバスの導入に向けて、そして広くPRをして、まずは乗ってもらおう、このことが必要かというふうに思っております。

以上であります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 十勝管内における補助路線バスは、全部で14路線ありますけれども、この中でとりわけ広尾線と帯広陸別線は運行距離も長いですし、いわゆる経常損失、赤字も1億2,000万円から1億3,000万円という大きな額となっております。そういった中で、先ほど言いましたけれども、平均乗車密度、広尾線は、平成22年度に5.0となって、その後、23年度は4.7、24年度は4.4と、この乗車密度が下がってきておりますけれども、事業者等の努力によって、26年度は4.5、昨年度は4.6と乗車密度も回復をして、一定程度のいわゆる事業者努力をされております。

ただ、国は、この平均乗車密度5.0を下回ると、いわゆる地域公共交通確保維持改善事業の補助金の交付要綱において、経常費用の20分の9、0.45を限度とするという規定がございます。この20分の9の根拠というのは、多分、具体的に示されていないと思うのですが、少なくともこの経常費用については、燃油等の高騰などで毎年増加をしているというのが実態かと思えます。そういった中で、年々経常損失が増加する、だけれども国の負担は限度額を設けるために増えない、

逆に市町村の負担は増加する一方となっております。まさに、先ほど言ったように、今の交付要綱のシステムでは国の負担額は増えていかないという形の中で、そういった意味でまさに地方創生に逆行する内容となっていると思っております。十勝管内でも共通するこの路線バスを維持するためにも、管内挙げてこの交付要綱の見直しを国に対してきつく求めるべきだと思いますし、私ども議会、住民も、そういった意味では協力をしていきたいと思っておりますけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱり地域の足を守る、これはもう中心部から離れる町村にとっては死活問題でありますから、しっかり取り組みを進めてまいります。

議員おっしゃったように、年々必要経費がバス会社は膨らんでおります。そして、補助金は限度額があるわけでありまして、その差額は市町村が負担をする、そんな仕掛けになっておりまして、それぞれの市町村の負担割合は町村の通る沿線の距離数によって決まっているわけでありまして、広尾町は実に4分の1広尾線で占めているわけでありまして、当然、負担額も大きくなってきているところであります。まずは乗ってもらうことが大事でありますから、そして地域の足を守る、そういったことも大事でありますから、乗ってもらうべく施策をしっかりとバス会社と連携しながら進めるのと同時に、やはり何といたってもこの理不尽な補助金の制度でありますから、ここをしっかりと国に向けて要望してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 次に、3点目の季節労働者の冬期雇用対策についてであります。

先ほどのご答弁の中で、今年度においては旧かもめ児童会館の解体工事、これらを冬期における季節労働者の雇用に位置づけたいということでもありますけれども、実は昨年度もこの9月の定例会で取り上げさせていただいておりますけれども、このときはいわゆる旧職訓校とか、そういった解体工事が12月から1月にかけて発注をされたわけでもありますけれども、その内容としては、落札したいわゆる請け業者の、その事業所の就労している方、この方については仕事はできたわけでもありますけれども、いわゆる一般的な季節労働者にまでは適用されていない、就労できていないというところであります。

実は、私どもも、昨年9月の季節労働者対策、これについては議会報告会等を行って住民にも周知をさせていただきましたけれども、そういった中で結果として、いわゆる期待をしていた季節労働者の方からそういった問い合わせもあったところであります。そういった意味では、今回については広く、先ほどのご答弁でも季節労働者が約250名おられるというわけで、そういった方々に広く周知をして冬期間の就労ができるような、そういった確保をしていただくことが肝要だと思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この季節労働者対策についてであります。もう何年も前からいろんなご意見のあるところでありまして、その都度、私も、国が制度をやめたというところの受け皿として町村がかわってやる、これは無理がありますというところをずっと答弁をさせていただいているところでもあります。

しかし、季節労働者、現実的にいるわけでありまして、どうやって生活を守るのかというところも町の仕事としてあるというふうに答弁させていただいて、非常に国の制度をやめたことが町がかわってやるというのは、もう財源的にも、制度上でもやっぱりできないことでもあります。しかし、生活を守るという観点から、可能なときにはそういう手だてもやってまいりました。明渠排水の雑木処理、これもやはり必要な仕事でありましたからお願いをしたところでもあります。限られた仕事の量でありますから、1回やれば、あと数年間はやらないで済むというところもあるわけでありまして、仕事があるときにはそういった手だてもできるのですが、その生活を守るためにあえて非効率な仕事をつくってまで発注するというところは、これは控えさせていただければというふうに思っているところでもあります。なかなか実効性が上がらない去年の分も、できるだけ冬期間に工事を、冬期間にできる工事は冬期間に発注をして、そこで季節労働者の方が対応していただければというところで、特に解体という仕事は冬にできるわけでありまして、冬に発注をさせていただきます。今年もこういう形で、冬に発注をさせていただきます。

しかし、限られた人というところの議員のほうからお話があって、そのとおりなのです。そのところは、そういった人方の部分があるかもしれませんが、仕事の発注形態からいってそうせざるを得ないというところで、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

また、広く、建設業に限って言えば、やっぱり100人弱の方々が建設業に携わっているわけでありまして、そういった方々、今は冬も公共事業が多くなってきているところでありまして、昔ですと12月中ごろから3月いっぱい、4月いっぱい仕事がないという状況が続いていたわけでありまして、冬も建設工事をやる時代になってきておりまして、実際に何人の方が求められているのかというところの把握も必要かなというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 確かに冬期間のそういった業務については、日照時間も短いですし、非常に低温で作業には厳しいという条件があることは十分私も承知しておりますけれども、ただ、先ほど冒頭で1次質問しました管内の状況ですけれども、全町村に私が確認して聞いたのではなくて、たまたま聞いたところがやっていますよという実態ですから、実際はもっと管内ではやっている町村が多いと思うのですね。

そういった意味で、例えば士幌町も、昨年度に関して言えば町有建物解体工事844万6,000円が発注されておりますけれども、これはその年の時限的なものでありますけれども、そのほかに毎年、町有地雑木伐採事業、これを大体延べ労働者数で300名近く、金額も400万円を超える額を毎年度やっております。士幌町の方に聞きましたけれども、これらの事業については過去20年近く毎年やっているということで、その季節労働者の冬期の生活安定確保、これを目的としてやられているということでもあります。確かに効率だけで言えば当然5月から11月とか、そういった時期が一番いいのでしょうけれども、いかんせん北海道で、積雪寒冷地という状況の中で季節労働者の冬期の生活を守るという意味では、他の町村は創意工夫をしてやられているということでもあります。

したがって、士幌町の方の言葉をかりれば、いわゆる理事者も職員も議会も、こういった季節労働者の冬期の雇用対策の事業をやるということは半ば当たり前だと、それは季節労働者生活安定のための目的を持ってやっているのだというようなお話がございました。そういった意味では、効率、非効率の部分は確かにありますけれども、そういったそもそもの季節労働者の冬期の生活安定向上を図るという目的のための事業としての取り組み、これについてももう一度お答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町においても、そういった趣旨、十分理解をしているところでありまして、明渠排水などの雑木処理等々を含めて、そういった業務があるときにはそういった体制で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、除雪の関係でこの取り組みをした経緯があります。屋根から落ちてくる雪を、公共施設ですけれども、なかなか大変、重労働でありまして、なかなか希望者がおりませんでした。確かにそのとおりですよ。年配の方が多いのですから、我々でも大変なやつが年配の方が大変だというところがあるのですが、ただ一般の、例えば高齢者、昔、シルバーセンターとよく言っていましたけれども、そこのところは結構需要があるのですね、冬の除雪。そういったところも視野に入れながら、工夫しながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、初めに、安心・安全の介護保険事業の思いを込めて町長に質問します。

介護保険が、2000年、平成12年からスタートして17年目に入りました。40歳以上の方が保険料を払い、65歳以上の方は多くが年金天引きで介護保険料を徴収されています。しかし、要支援・要介護と認定された人は16.2%にすぎません。介護は家族任せにするのではなく、社会全体で支えようとスタートした介護保険事業ですが、家族が要介護状態になったために仕事をやめる介護離職をはじめ、介護疲れからさまざまな事件も表面化しています。特養ホームの入所待ちの方は、入所者数

と同じくらい介護難民があふれています。

これまでの介護保険は、要支援1からでも在宅サービスは使える、要介護1以上であれば特養ホームにも入所申し込みをして待つことができる、介護サービス利用料は所得に関係なく1割負担で、低所得者は介護保険施設、ショートステイの部屋代、食事代の補助がありました。しかし、昨年以降の制度改定で、これらが全て変えられています。

本町でも、要支援1、2の新「総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行が行われました。移行前の3月定例会でも質疑をさせていただきましたが、今までどおりサービスの低下はしないようにしていくとの説明、答弁をいただきました。これまでの保険であれば、保険給付を受けるという受給権があり、保険者である市町村は保険給付を提供する義務を負い、そのサービスの質も担保されました。しかし、新総合事業になると全て市町村の判断に委ねられることになりました。

そこで、新総合事業移行後の介護水準の変化があるのかどうか質問します。

1点目は、サービス区分の変更による報酬削減が介護事業所の経営に困難を来していないかという問題です。今年の介護報酬の大幅なマイナス改定で、事業所の経営は困難を来しているといえます。総合事業のサービス単価は、ガイドラインでは国が定める額、予防給付の単価を上限として市町村が定めるとされ、単位で表示され、1単位当たり、単価も現行どおりとすることも可能、ただし現行の月額包括単価を出来高単価とすることも可能とされています。しかし、どんな場合でも国が定める単価の上限額を超えてはならない、逆に国の定める単価より下げることが可能とされています。

そんな中、各地では、廃業または予防給付からの撤退の事例があったり、報酬基準を月単位から回数単位に変えたり、報酬単価を下げようとしている自治体もあるように聞いています。そのような心配はないのでしょうか。

2点目は、介護内容の緩和はどうかです。

国のガイドラインで規定されている「基準緩和サービスA型」は、サービスを実施する主体は指定事業者であっても、専門性を問わない無資格者を大量に活用することを奨励しているといえます。訪問サービスでは、一定の研修さえ受ければヘルパー資格なしでも訪問サービスができるとか、訪問事業責任者も無資格でも可とされているといえます。サービスAは、ホームヘルプ、デイサービスに無基準、無資格者によるサービスを混入することによって専門性を薄め、掘り崩していくことになるのではないのでしょうか。

3点目は、基本チェックリストによる判断についてです。

総合事業の各サービスは要支援者を対象としていますが、保険給付ではないので、介護保険制度上の受給権を付与する要介護・要支援の認定を必ずしも必要としません。しかし、自費や地域支援事業に移行して介護認定がなくなると、その人にとって必要な制度が利用できなくなるおそれがあるといえます。既に総合事業に移行した自治体では被害が出ているともいえます。訪問と通所の2つならチェックリストだけでいいと言われたが、訪問看護、福祉用具貸与も利用することを伝え、ようやく介護認定に結びつけた例があるとか、介護認定には訪問調査などの費用がかかると言われ

た例もあるといいます。25項目の基本チェックリストだけでは認知症などの状態も把握できないとの声も寄せられています。要介護認定がどういうことかもわからない高齢者はたくさんいると思います。丁寧な説明が必要と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、介護施設入所者の負担増は「老後破産」を加速させるのではないかと思い、質問します。

昨年4月より、特別養護老人ホームの入所が要介護3以上に限定されました。さらに8月より、合計所得160万円以上、年金収入の場合280万円以上の人の利用料が1割から2割に引き上げられました。また、非課税世帯でも、配偶者が住民税課税、預貯金が一定額、単身で1,000万円あれば、介護施設、ショートステイの食事、部屋代の補助、補足給付が外されました。さらに、今年8月から、遺族年金と障害年金は非課税のため、これまでは補足給付の収入算定から除外されていましたが、これも収入算定されるようになりました。新たに負担が増える該当者は何人いますか、お答えください。

2018年度からの介護保険制度改変を検討している厚生労働省は、介護サービス利用料の2割負担の対象にする利用者拡大の方針を審議会に示しました。介護保険は、2000年の制度発足以来、利用料は1割負担が続いてきましたが、昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求める仕組みが導入され、負担がはね上がった利用者の怒りを広げています。要支援1、2を介護保険から外した上に、要介護1、2の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外するサービス利用の制限案も提案、提示しています。車椅子や介護用ベッドなど、福祉用具のレンタルも原則自己負担化が打ち出されています。通所介護、デイサービスについては、要支援1、2と同じく、自治体の事業に移管することも提案されています。要支援1、2と要介護1、2を合わせれば、要支援、要介護と認定された人全体の67.7%を超えます。全ての高齢者から高い保険料を強制的に徴収しながら、67.7%の人が保険で基本的サービスが受けられないというのでは、何のための保険かと言わざるを得ません。

かつて厚労省の老健局長として介護保険創設を主導した堤修三氏は、こうした事態を前に「団塊の世代にとって介護保険は『国家的な詐欺』になりつつあるように思えてならない」と声を上げました。シルバー産業新聞2015年11月10日号に載っています。介護保険だけではなく医療も年金も、社会保障全てが壊されようとしています。

きょうは介護保険の問題を取り上げておりますので、介護保険改悪をやめ、安全・安心の介護保険を再生させるよう国に求めるべきではないでしょうか、町長の見解を求めます。

次に、就学援助の入学準備金の早期支給について教育長に質問します。

子どもの貧困問題が深刻になるもとの、就学援助は重要な役割を果たしています。ところが、就学援助の入学準備金の支給が入学後となり、保護者に立てかえさせている問題が国会でも取り上げられたことを知りました。2016年5月24日、参議院文教委員会で田村智子参議院議員が、生活困窮世帯が入学準備金の立てかえをしなくて済むよう就学援助、入学前の2、3月に支給するよう要求したことに対して、文科省の初等中等教育局長が、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると答弁しました。2015年8月24日付の「平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」通知は5で留意事項として、(1)、市町村がそ

それぞれの費目を給付、給与する場合は次に掲げる点に注意することとして、イとして「要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること（特に新入学児童生徒学用品等）。」と述べています。さらに、通知は、財源について、平成17年度から三位一体改革により準要保護者に係る補助を廃止し、補助対象が要保護者に限定され、準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているとし、「各市町村教育委員会は、予算の確保と当該事業が適切に実施されるようご指導願います」としています。

そこで、調べてみましたら、新入学準備金の入学前支給の取り組みが既に各地で行われていることがわかりました。新潟市では、小学校6年生の準要保護児童に、中学校入学後に支給していた新入学準備金を今年から3月に支給することとし、実施されました。福岡市では、昨年から3月に前倒しで支給を決めたといいます。小中学校に入学予定の保護者に対し、毎年1月4日から1月末日までに申請するよう求め、就学援助の支給が認定された世帯には3月中旬から入学準備金を保護者の口座に振り込むことにしたそうです。また、3月以降に申請し、4月に認定となった場合は5月中旬に入学準備金が支給されるそうです。福岡市教育委員会は、これまでは入学後に支給していたが、学用品購入など、子育て世帯の支出がかさむ時期に配慮した、教育支援課の担当者は、貧困対策が重要になる中でできるだけ保護者の状況に配慮して、学校教育がスムーズに進むよう図っていききたいと説明していると教育専門誌「内外教育」で紹介されています。東京板橋区では、事前の入学説明会などで、小中学校の入学時に就学援助を受給するかどうかを確認するプリントを配付し、受給したい人は申請の手続に進む形をとっているそうです。また、小学校6年生で就学援助を受給している世帯については、中学校入学前の3月に入学準備金を先行支給しているといいます。

本町では、入学準備金の支給時期を早める検討はされているのでしょうか、早急に改善すべきと思ひ、教育長に質問します。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

まず、要支援1、2を対象とした総合事業に関して、予防給付から総合事業への移行によって介護サービス事業所の経営に困難を来していないかとの質問であります。

今年3月から開始をしている総合事業においては、訪問介護及び通所介護の報酬は移行前の報酬単価を基本としておりますので、事業所への影響は生じていないと判断をしております。

次に、要支援者に対する通所介護や訪問介護の時間短縮をしたミニデイサービスなど、緩和した基準によるサービスについてでありますけれども、現在、広尾町では、その基準緩和サービスA型は実施をしていないところであります。また、町内外の事業所から町に対しましても参入に関する意向はない状況であります。

次に、チェックリストによる判断についてでありますけれども、更新時期を迎えました要支援1

の方で、今後も同様の訪問または通所サービス利用を希望する方について、本人及び家族の意向を確認し、基本チェックリストを用いて総合事業に移行可能としております。現在、1名が要介護認定を経ないで移行している段階であります。今後も、十分な説明とそれぞれ同意のもとで実施をしてまいりたいと考えております。

次に、介護施設入所の負担増についてであります。

老後破産を加速させるのではないかという質問でありますけれども、平成27年8月から、住民税非課税世帯の特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の要件から外れた方は、平成27年度の実績で131名のうち11名でありました。さらに、今年8月から障害年金、それから遺族年金の非課税年金も勘案されて、補足給付の段階が2段階から3段階に変わった方は、現在、83名のうち17名であります。

次に、社会保障審議会介護保険部会の件についてであります。平成30年度の改正に向け、利用者負担割合のあり方や高額介護サービス費について議論されているところであります。今後も、介護を必要とする方が安心して必要なサービスが受けられるように国に対して要望してまいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁、笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうからは、就学援助の入学準備金の早期支給についてお答えをいたします。

現在、入学準備金を含む就学援助費の支給時期につきましては、6月中旬から下旬となっております。本町では、速やかな支給手続を行うため、4月の始業時に各学校へ全児童生徒分の就学援助案内と申請書を配付し、4月中旬に申請書を回収しております。また、認定要件を満たしている世帯については、教育委員会に諮ることなく、教育長専決による迅速な決定をさせていただいております。事務手続におきましても、申請処理や通知、給付金等の振り込みをデータベース化するなど、速やかな支給に心がけております。

しかし、広尾町就学援助に関する取扱要綱においては、前年度収入額に基づき決定するとの要件がございます。これらの要件を満たすべく市町村民税の確定は6月中旬ごろに決定されるものであり、これに基づき就学援助の支給決定をしておりますことから、現状では入学前の早期支給は難しいものというふうに考えております。

本町といたしましては、先ほども申しあげました事務手続の迅速化等に努めるとともに、生活困窮世帯の現状に鑑み、例えば社会福祉協議会での取り扱いを行っております法外援護資金貸付事業などの無利子貸付金制度の周知などに努めてまいりたいと思っております。

なお、今後も就学援助制度については、保護者等への就学援助案内と申請書の配付、ホームページ上での制度の内容と申請書を掲載するなど、幅広い周知に努め、均衡ある教育につなげていきたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） まず、介護保険事業の関係で再質問させていただきます。

今お聞きしましたら、総合事業に移行してからもサービス区分の変更など、そういうことは従前どおりといたしますか、移行前と同じにしているということだったので安心をしました。総合事業に昨年早くから移行しているさまざまな自治体の実態を調査させていただきますと、もう既にそういう後退されている部分があるということですから、町長はそういうことはしないというふうに3月の定例会でもお示しされておりましたので、ぜひそれを守っていただきたいと思うのですね。

あと、介護内容の緩和でも、1次質問で言いましたように、この基準緩和サービスA型というのは、介護保険というのは本当に大変なサービスだと思うのですよ。専門性も問われますし、そのことによって介護度を進行しないようにしていくという大事な事業をやっているわけですが、無資格者の方でも構わないということをごんごん広げていくというのが国の示していることですから、それを安易に受け入れていくとサービスを受けている方が大変な目に遭うと思うのです。これも、ぜひ現状の介護内容の低下をしないようにしていただきたいと思います。

それから、基本チェックリストによる判断ですが、これも要支援1の方が更新するとき、本人、それから家族の同意を得て、1名の方がチェックリストで判断しているということですが、総合事業になった場合には全てチェックリストだけで判断してもいいということになっているのです。これも既に先行実施しているところでは、本当はほかのサービスも使いたいのだけれども、チェックリストだけと言われて、本人だけの説明ではいかななくて、事業者の方も一緒に自治体に出向いて、そして認めてもらったというような例もあるということで聞いています。25項目のはい、いいえのアンケート調査のような、その項目だけで介護度が判断されるというのは大変なことだと思いますので、ぜひこれは今までどおり介護認定をするという、そういうことを守っていただきたいと思いますが、その考えに変わりはないかどうか、もう一度お願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 介護保険につきましては、たびたび旗手議員のほうからご心配をいただいたり、いろんなご提言をいただいているところであります。

何といても介護保険というのは、やはり介護の内容の問題、それから老後が不安だというところを解消するために社会全体で支え合うという制度でありますから、しっかりとその制度を後退させることなく進めてほしいなというふうに思っているところであります。

何といても国がだんだんだんだん財源不足となってきているものですから、いろんな制度を改正して自治体や利用者だとか事業所にひずみが出る、そんなことが随所にあらわれてくるわけですから、しっかりと国も財源を確保すべきことをしっかりやって、安心して老後を過ごせるよう

な、そんな制度にぜひしてほしいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 2点目の介護施設を利用したときの負担増なのですが、補足給付がなくなった人数、去年で11名、今年17人の方が外れるということですね、補足給付から。これは大変なことではないかなというふうに思うのです。年金収入が多いからとか、貯蓄があるからと言いますけれども、例えば1,000万円の貯蓄があったとしても、今まで負担が3万円とか5万円だった方が10万円を超えるような月の負担が必要だというふうになると、そうしたときに1,000万円の貯金がどれだけでもつかということですよ。夫婦2人いる場合には、1人自宅で生活している人と施設に入っている人と二重にお金がかかるわけですよ。その片方の利用している人が今まで3万円とか5万円で済んでいた方が10万円とか13万円とかかかるということになったら本当に大変なことになると思うのですよ。それで、これもいろんな家族会の方だとか、そういう人たちが言っていますけれども、本当に老後がこの後どうなるのだろう、払っていけるのかということでも自宅に連れ戻ったりとか、そういうことも、でも連れ戻ってもその後の生活が本当にもう大変な状況になるということで、何のための介護保険なのかということがやっぱり問われるのではないかなと思うのです。介護保険の費用が増えているとかいろいろ言いますが、利用している人が利用できなくなるほどの負担を求めるということは、やっぱり国としてやってはならないことだと思うのですよ。そういう基準が示されると、町としてはその金額を徴収しないわけにはいかないとは思いますが、やはりこういうことは困るということできちんと声を上げていくとか、そういうことが必要ではないかなと、実際にそれを払っていけなくなるという、そういう事態もこれから出てくるのではないかと危惧するのですけれども、その辺は、町長、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、国の制度設計の変更でありますから、町としてはやはり徴収せざるを得ないというところがございます。何度も申し上げますけれども、何といたってもやっぱり介護保険、しっかりとこれからも利用者の方の後退にならないような、そんな制度設計をしっかりと維持していただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今、既にその制度が変えられたことで、介護保険のサービスから外されたとか、それから払うお金が高くなって、このまま施設入所が続けられるかどうかということも大変な問題になっている中で、来年度以降の制度設計が、今、国で検討されているわけですが、これがまた大変なことで、要支援1、2を外しただけでも大変な状況なのに、今度は要介護1、2も介護

保険から外してしまおうということも検討されていますよね。

今回の決算書を見て、要支援1と2の人数を認定を受けた人の率で割り返してみたら、67.7%の人が保険料を天引きされながらその保険を使えなくなると、広尾の人数で言うと。そういうことになってきたら、これ保険制度と言えないと思うのですよ。そういうことを国は真剣に考えているのです。この差といいますか、私たちが介護保険を思っている気持ちと、それから国が考えていることの差というのが、もうだんだんだんだん離れていっているような気がしてならないのです。67.7というと、7割近くの方が介護保険を受けられないということになるわけですから、これはやっぱり黙ってられないと思うのです。介護保険をつくった方も、団塊の世代にとって介護保険は国家的な詐欺になりつつあるというふうに言っていますけれども、こういうことをやっぱりきちんと地方からも声を上げていくということが大事ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 全くそのとおりでありまして、例えば総合事業の移行というところも打ち出しましたけれども、本町としてはやはり今までの単価を用いてというところで対応させていただいておりますけれども、いろんな制度設計で、その代がわりを町村、自治体にさせられたら本当に自治体の財政たまったものではありません。そういった意味では、国のやり方、やっぱり財源をしっかりと、消費税の議論をすればまた別の議論になりますけれども、国は福祉の財源をしっかりと確保しながら、高齢者の方々がこれからも安心していけるこの介護保険制度の維持に向けて国に対して要望してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） それでは、就学援助の入学準備金の関係で、教育長に再度お尋ねをします。

以前も、就学援助の中の修学旅行の費用が修学旅行が終わってから支給されるということがありまして、支給を早めるべきではないかという質問をさせていただきました。これもそのように改善をしていただいたと。私は、年度内という発想があったものですから、入学準備金、これどういうふうに考えればいいのかというふうにずっと思っていたのですよ。たまたまこういうことを知りまして、ああ、そうか、入学準備金も3月に支給している自治体もあるのだということで、ぜひそういうふうに取り扱いをできないものなのかなということで今回質問をさせていただきましたのです。

前年の収入に基づいて支給できるかどうかを決定することですけれども、特別大きな変化があった場合は別ですけれども、多くの方は、今の経済状況からいって普通の働いている方であればそんな大きな、事業やっている方だとか、そういうことでない限りは大体そう変わらない収入になるのではないかなというふうに思うのです。

それで、入学準備金はやっぱり入学前に保護者の手に渡ったほうが安心して入学の準備もできるということもありますので、こういう先行例を見習って支給を早めるという手だてをとれないもの

なのかどうか、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 私もそのとおりだというふうに思っております。

ただ、各市町村、その認定をするための基準というのがまちまちでございまして、私どもの町であれば、ご存じのように、例えば生活保護世帯の1.5倍未満とか、そういう結構対象枠が広がるような形での支給の仕方をさせていただいているのですけれども、ちょっと冒頭触れましたように、生活保護世帯ですとか、そういう特別な税金免除されている方というのはもう恐らくそのまま早期に支給可能かなと思うのですけれども、今申し上げましたように、収入をベースにして認定すると、やはり先ほど申し上げましたようにその申告時期に合わせて対応していかなければならないということがございまして、ただお話ありましたように、福岡市さんですとか、先進的にやられているところもありますので、その町の算定の仕方がちょっとわかりませんが、そのやり方によっては早期支給も可能かなとは思いますが、ただ管内、恐らく今、早期支給しているところはないと思います。そういった意味では、文科省の答弁もありましたけれども、やはり各自治体共通のルールづくりをした上でこれを進めていかなければ、例えば年度前に支給をして、年度後に異動になったとか、では異動した先でどういう申告をするのだとか、個人情報にもなりますので、情報の交換がきちんと連携ができるだとか、そういったルールづくりがある程度確定した中で進めていくことは可能かなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） ルールづくりということももちろんあると思いますけれども、やっぱり必要なときに、必要な時期に速やかに支給することができるようにということで文科省からの通知も来ているということですので、どういうことが可能なのか、そして実際に3月から支給している自治体も同じ日本国の中であるわけですから、私もちょっと道内まだよく調査し切っていないのですけれども、そういうこともありますので、ぜひ、入学準備金ですから、準備する時期に手に渡るような検討を進めていただきたいと思います。どうでしょう。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 重ね重ね私もそのとおりだと思います。先ほど申し上げましたルールづくりのこともありますが、例えば、今、うちでは6月中旬ぐらいには、なるべく早く支給をさせていただいておりますけれども、例えば確定申告をされた方ですとか早くやっていただければ速やかに、4月中に出すとか、そういうことは可能だと思います。

あと、先ほど言いましたように、先進地の方法、やり方、どういう算定をして速やかに出してい

るのか、その辺も調査等をさせていただきながら、今後におきましても就学援助の目的趣旨に鑑みて、子どもたちの教育の機会均等を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

次に、10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員、発言を許します。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） 最初に、災害情報についての質問をさせていただきますけれども、今回の台風で大変な被害を受けられた方に対しまして、改めてお見舞い申し上げます。と同時に、一刻も早くもとどおりになりますようお祈りしたいと思ひます。

また、この災害に関していろいろな形でご協力いただいた一般の人々及び行政職員の方々にも敬意を表し、今後におきましても、このたびの被害から多くを学び、それらの情報を共有し、この地域をより安全なものとするようお力添えいただきたいと思ひます。

昨年10月の強風被害からまだ1年もたっていないのに、その後のたびたびの強風、そして今回の台風被害等、想定外の災害が当たり前のように発生し、私たちの日常生活を脅かしています。

今後の対策として、住民側として、また行政サイドとしてもそれぞれ、今回の台風被害の検証を踏まえ、新たな、そしてさまざまな対応を検討していくこととなりますが、私は、この質問の場においては、この災害を予知する上でのいろいろな気象関係の情報の取得や処理について、そしてまた、8月27日付の北海道新聞にもありました、いわゆる「防災アプリ」、これに対してもいろいろな自治体がこのアプリについて利用しています。そしてまた、3番目として、庁舎内あるいは関係機関との速やかな情報の共有及び伝達についての今現在の体制についてはどのようになっているかについてお伺ひしていきたくと思ひます。

2つ目は、町内の街路樹についてであります。

町内に多くの街路樹があり、緑陰効果、私もこの言葉にあまりなじみがなかったのですが、緑と書いて陰と書きますね。日差しがきつときの隠れみのといいますか、そういう形の緑陰効果、あるいは町並みとしての景観、そしてまた、温暖化予防等に寄与しているところであります。

しかしながら、町内一円を見渡しますと、街路樹としての様相を呈していない、いわゆる歯抜けの状態、あるいはまたほとんどなくなっているところがあります。今後さらに風害が多発していくことも予想されますが、町としてのこの街路樹の維持管理についての考え方を伺ひたいと思ひます。

また、定期的な調査あるいは報告についても受けているのかどうか、そのことについてもお伺ひしたいと思ひます。

以上2点、よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） <sup>おだ</sup>小田議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の災害情報のIT化に伴う自治体の迅速な対応についてであります。

現在、災害時における情報伝達の手段として、主に防災行政無線を活用しております。さらに、津波警報や緊急地震速報等の緊急時には、全国瞬時警報システム、Jアラートでの対応を実施しております。

また、町内全域への携帯電話やスマートフォンをお持ちの方全員を対象として、町内全域に災害情報を発信できるエリアメールを配信する体制となっております。平成27年度の総務省通信利用動向調査によれば、インターネットを利用する際の機器としてスマートフォンとパソコンの利用がほぼ同数となり、今後も普及率が上昇傾向にあることから、防災アプリに関しては今後の需要が大いに見込まれるものと思われまます。今後、既存のアプリで災害時に活用できるものを調査して、広報やウェブサイトで情報提供を図ってまいります。

次、2点目の街路樹の維持管理についてであります。

街路樹につきましては、景観の向上や環境の保全などを目的として、道路の整備にあわせて植栽を行ってきたものであります。ご指摘のように、町内にはいろんな事情で街路樹の伐採によりまして部分的に抜けている箇所がある状況となっております。

町といたしましては、暴風により倒木が生じたり、倒木の危険性がある街路樹のほか、樹木の成長に伴い電線の保護や見通しの確保に支障がある場合には街路樹の伐採、撤去を行いまして、安全の確保と事故の防止に努めているところであります。

今後の街路樹の維持管理の方向といたしましては、倒木の危険性や支障となっている状況などを見きわめながら、必要に応じて伐採、撤去を行うこととともに、状況によって補植が必要な場合には、大きくなならないような低木を補植するなど、考えてまいりたいと思っております。

また、通学路や医療・福祉施設周辺など、歩行者が比較的多い路線については、歩行者や自転車を利用する子どもや高齢者の安全と冬季の除雪による歩道の確保などにも配慮しながら、必要に応じて植樹ますを撤去しながら歩道の幅を広く使えるようにするなどの安全性の向上に重きを置いた整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員。

1、10番（小田） <sup>おだ</sup>より具体的に質問していきたいと思うのですが、どんどんITが進んでいて、防災関係に、先ほど言いましたように防災アプリというのめかなり出てきて、私はまだ全てというか、あまりチェックはしていないのですが、この前、町長とも話しましたように、気

象関係については、私も知らなかったのですけれども、あと5分、10分したら雨が降るよと言われて、本当に降ったりとか、そのことについて私も一月前にヤフーの気象アプリで雨雲ズームレーダーというやつがあって、恐らく多くの方、ここでも利用されているかと思うのですけれども、そのレーダーがもうアプリの中で無料アプリであって、それでシミュレーションも1時間ごとに大体広尾のほうに来る、あるいはそのまま抜けて大樹に行くということが本当に具体的にわかって、それがどのくらいの精度あるかというのは、私も試していませんけれども、ほぼ合っているというような状態で、そしてこういうアプリ自体ももう10以上あって、そして風について具体的に教えてくれるアプリもありますね。そして、恐らく、多分、昆布干しの人とか農業関係の人は大分前からこのようなアプリは使っていて、私がただ知らないだけだったと思うのです。だけれども、そのことを私はもっと早く知りたかったなと思うのですよ。

ということをおぼろげに私がここであえて言うのは、多くの方、ここに勤めている方でも、こういう災害のときには一致団結して、あらゆる手を尽くして災害が大きくなるように、あるいは人命の確保、いろんなことで動くわけで、そういうときにこういうたった一つの小さなアプリでも、まだ雨雲が来るとか来ないとか、そういうこともわかることで大変な対策を打てるということを私はしみじみと思うのです。ですから、そのことについて町としては、別にその辺のアプリを全部チェックして一番いいやつを使えなどとは言っていません。ただ、このことについてはやはり使わないと損、文明の利器といえますか、これを黙って置いておくほうはないと思うのです。そのことについて、まず1つ聞きたい。

防災アプリについては、そういうことでわかりましたけれども、そしてもう一つは、庁舎内の情報伝達、情報共有について、現在、だんだん私は進化してきているかなと思うのですけれども、具体的には多分進化していると思うのですけれども、1つ、今回、帯広が出した避難勧告と幕別町が出した避難勧告で4時間の誤差といいますか、あって、これはやや同じ地域にいた人にとっては行政の対応が、どちらも住民の安全性というか、生命を配慮して考えたものであるけれども、それだけの誤差が出たということは私かなりショックだったのです。そして、ちょっと忘れちゃったけれども、どこかの地域で避難勧告命令を出さなかったためにかかなりの人が、そのために亡くなったということもありました。それで、行政としては、つくづく今回思ったのですけれども、うちの隣接しているところは帯広と日高ですけれども、お互いにこういうときにはすごいエネルギーで対応しますから、他町村との連携というのはちょっと疎くなる可能性があります。だけれども、ボーダーのところでは絶対必要なもので、そういうところがやはり4時間の差ということであらわれてきたのではないかなと思うのです。それぞれに頑張っただけで対応している。だけれども、隣の町ではこういうふうにやっている、こっちではこうだ、そこで4時間の時差が出てくることはどういうことなのかというと、やはり本当は連絡し合っただけでやればよかったのではないかなと思います。

ただ、この連絡方法で、ちょっと余談になるかもしれませんが、私、ニセコ町に行ったとき、この災害の何日か後に行ったときに、役場に入ってきて一番、玄関のところ大きな看板がありました。そして、どこの地区ではもう水の心配はない、どこの地区ではどうのこうのと書いて、それが一覧として置いてあるのですね。ああ、これはすごいなと思いました。多分、広尾町はもう

そういうときにやっているのかもちょっと、そういうとき私なかなか役場に来ませんけれども、もしそういうふうに町内の災害に対する対応が、役場としてこれだけやって、ここに何人か避難しているということが一目瞭然、それもどんどん変わりますね。そのことが、そういう看板が、あるいは黒板があれば、もちろんそれを見るだろうし、その看板を少なくとも隣接する町村にLINEか何かで送ってほしいなと思うのです。そうすると、あっ、隣の町では川沿いの同じような地区でどうだこうだということがわかると思うのです。その辺も、いや、私がこんなことを言うけれども、恐らくきちっとやっていると思うのですよ。だけれども、そういう書いた情報が、変わっていく情報を隣の町にも知らせない限り、やはりこういう4時間の誤差というのが出てくる可能性があると思います。それで生命にもかかわってくると思います。

そういうことで、そのことについて、この庁舎内の伝達方法について確認したいのと、あと町内のIT化はいいのですけれども、例えば、私、自分の株を持っているある会社についてはLINEで全ての人が網羅されているのです。今、200何人ですけれども、とりあえず70~80人、全部1つのグループになって、それで商業関係でどうのこうのというやつをやっています。それと同じように、他町村でやっているところもあると聞きましたけれども、LINEで1つのグループを形成して、瞬時にどこの地域で大変だ、こっちは地域は安全だというようなことが全員がわかるシステムというのを構築すべきではないかと思えます。いわゆる、それこそ段階式に、係長が課長へ、課長がその上へ、その上から町長へというようなレベルではやっぱりまずいと思うのです。全てやはり防災に対して責任を持つ一個人としてでも、職員として、そういうLINEなどの構築をすべきだと思えます。

ただ、クリントン、今度大統領になるだろうとされている人が国レベルの情報を個人のLINEで使ったということで、そのことがちょっと問題になるので、私は、役場の人や自分の携帯が業務にも使われて個人でも使われているような状態、わかりません、なのかと思うのですけれども、といて町が一つ一つ、そういう携帯を渡すというのも何かと大変だろうと思うし、その辺については、多分、何らかの形でクリアできるのではないかと思うのですけれども、ただ、自分はガラケーで、自分はスマホだとかと、いろんな人がもちろんいると思うので、そのことについては個人の自由だけれども、でき得ればやっぱり一番最新の情報を得るような形で、LINEがいいとか、そのうちまた違うのも出てくるだろうけれども、今時点で一番行政として連絡し合っただけ業務にも支障がなく、一番災害、特に災害時に力となるそういう文明の利器を使うことについて行政の援助というか、そういうことについては難しいかと思うけれども、その辺についても考えがあれば教えていただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろ情報伝達の、IT化に伴ういろいろなご指摘、ご提言であります。何といっても本当、今、瞬時に情報が伝わる時代になっておりまして、特に防災、この関係につきましては非常に威力を発揮しているところでございます。今、議員おっしゃったように、何分か後に

雨が降るとか、そういった気象情報は、第1次産業ほかに限らず、それぞれ事業をやられている方には非常に大きな情報源だというふうに思っております。おっしゃったように、昆布とか、それから農業では牧草とか、雨に当たらず仕事ができるのだそうでありまして、もうそんな時代に今なっているところでもあります。そういうことを踏まえると、いろいろな防災対策にも非常に役立つこの防災無料アプリであります。このことも、私もなかなかITに疎いほうでありまして、やはりこういった無料のアプリがあるというところ、町民の方にもお知らせをするところが必要なというふうに思っているところでもあります。

また、情報伝達の話でありますけれども、防災を担当する職員、特に若手の職員はもう自分の携帯でいろんなアプリを入れていまして、本当にテレビのいろんな情報よりも早くいろんな情報を私どものほうにしてくれているという、そんな状況下にあります。

あと、各町村の連携につきましては、一々それぞれ報告することはなかなかそのときには大変でありますので、広尾町の情報発信を常にしておく、そういう体制であれば、それぞれ情報交換をする中で対応ができるのではないかというふうに思っております。

また、役場の中で瞬時に共有する手段としてLINEという一例を挙げられましたけれども、やはり一々報告をするような手間は無いわけでありまして、ないというか、それよりも早く、同時に、一例はLINEでありますけれども、しっかりグループ形成して、しっかりガードをすればできる可能性があります。そういったことも、何ができるかちょっと工夫しながら、研究しながら、それぞれ役場の職員が瞬時に共通して、共有するその手段、何かできるかどうか研究をさせていただきます。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） 町長にITに疎いとかと言われましたけれども、私も疎いのです。だけれども、もう責任上、私はやらなくてはいけないと思います。私がそんなことを言ってもあれですけども。

それで、もう一つ、次、若い人たちがそういうふうに防災関係で、もしあれでしたら委員会とか、そういうグループをつくって、いいアプリを、私も10個、20個、いろいろ大変だから、いいやつを、その時点でいいやつとかというのを教えてくれるような、それも例えば町内会の関係者で、災害とか、あるいは議員、あるいはいろんなところで責任ある立場の人といいますか、責任のない人はいいというわけではなくて、何とか動いてくれるという人に対してそういうことを教える方法はないのですかねと言いたいのですわ。それで、それは全国どこでも同じようなアプリだろうけれども、やはり特に広尾に特化したようなやつだとなかなかいいのがあるかもしれませんので、そのことを教えてほしいのと、あと最後にLINEのことですけども、たしか行政でもどこかで、グループでLINEを使っているところがあると思ったのですけれども、その辺検討して速やかに、もしあれでしたら、やっぱり一番勝っているのはLINEだからやってほしいなと思うのですけれども、私も何かプライベートなLINEというふうに思いますけれども、基本的にはドコモであろうと、どこであろうと、そこも全部プライベートな企業ですから別に構わないので、単なる、ただ情報が漏れたりというこ

とがもちろんあるけれども、漏れないような情報ばかりではないかなとは思っているので、その辺速やかにやるべきだし、固定電話よりもどちらかというとネット、携帯とか、そのほうがやっぱり生き延びてくるのかなというふうに、それはどちらでも、そんなことはどうでもいいのですけれども、その辺も、具体的なことですけれども、できれば早目に対応をしていただきたいと思います。1回切ってください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんな機会を通じて、この無料アプリの件に関しましては通知をさせていただければというふうに思っております。町内会を含めて、また防災会議等を含めて、いろんな機会がありますので、そういったところで、どうやって情報を共有化していくのかというところの課題、問題提起をさせていただければというふうに思っております。

また、LINE等につきまして、本当にそれぞれ個々の携帯電話、形が違いますので、役場できちんと携帯電話を配付してやるのが本来でしょうけれども、現在のところ、個人の電話を使って今やっているところでもあります。ですから、いろんな形式がございますので、無理に統一はできないわけでありまして、ですけれども最大公約数をしっかり求めながら、その辺の対応ができるかどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） 2つ目の街路樹についてなのですけれども、自然に倒れた木もあるでしょうし、今回のような強風で倒れたやつもあるでしょうし、どちらかというと自然と倒れたやつをそのままに放置といいますか、そういうことになっているから歯抜けというか、ちょっと街路樹として認められないようなものになっているのではないかと、あつと聞きたいのと、あと、これだけ風が強くなってくると、私も確かに、せつかく街路樹を新しく例えば補修なりしても、またというような感じでちょっと積極性に欠けるような対応に、それは私自身の気持ちなのかもしれないけれども、そういうふうにも思うのですけれども、その辺はちょっと、ここについては、随分エリアとして倒れるところと倒れないところも差が出てきているような気もするのですよ。それで、先ほどちょっと聞き逃したのかな、報告とか調査とか、その辺でそういうデータみたいなのはないのかということについて聞きたいと思います。だめかな。大丈夫。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今までは、どちらかというと街路樹が傷んだりしたのは、除雪のときに押されて街路樹がだめになったとかというケースが多いのですけれども、風で倒木がというのはごくここ最近の現象でありまして、そういった意味では、部分的な風の通り道で傷んでいるところが多いよ

うに見受けられます。ですから、その風の影響、これからも予想されるわけでありまして、その風の通り道に当たるべくところはやはり高木、高い木はふさわしくないのかなというふうに思っております。また、低木に変えていきたいなというふうに思っております。

また、歩道幅が狭くて植樹ますがあるところがあるのですね。道路のいろんな景観上で植樹をしたという経過があって、目的もあったわけでありましてけれども、なかなかそういうところは、除雪の問題も含めて、あと子どもたちが2人、3人並んで歩けないとか、そんなこともありますので、道路の形態も、それから付近の利用状況等も考えながら、その植樹ますについては検討させていただければと思っております。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） ちょっとしつこいようですけども、何らかの原因で倒れてしまったところに新しく木を植えたりしているというようなこともあるのですか。

というのは、例えば、別に我田引水ではないですけども、私が住んでいるるの前の通り、ざあっとほとんどないのですよ。だから、あれ全部除雪で倒れたのではなくて、木が生命力がなくて倒れたのではないかなというふうにちょっと私は思っているのですけれども、そうした場合に、あの木を植えたところにアスファルトで覆ってしまって、そうした場合に、あれが倒れたらその木の根っこをとってどうのこうのというのもすごい作業だなと思いつつも、そういうことを町としては計画性を持って、済みません、今までやってきたのですかね。そのことで、私、ほかの町村を見ても、本当は一番いいのは、木自体に対しては、コンクリートを覆うのではなくて、広い土を与えて、そしてすのこみたいなのがあって、それで覆って、それでいつでも倒れても直せるような感じでというのを、それ多分コストがすごいかかると思うのですけれども、そこまでやることにもならないのではないかなと思うのですけれども、最初の今聞いたことについてちょっとお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 一例は植樹ますの、もう植樹の用をなしていない路線については全て撤去して、それから根っこを掘り起こして、結構な大がかりな工事で、広北児童館から旧丸山保育所の前、今、幼稚園の前の路線から丸山通に曲がるL字型で、2年間にわたって植樹ますの撤去をして、根っこを掘り起こして舗装しました。そういうところはさせていただいているのですが、議員の前の道路、未広道路というのですけれども、そのところは補植はしておりません。

あと、村林さんから大丸山に向かう道路、あれも除雪でやられて歯抜け状態になっていまして、またあそこ高い木を植えるとなかなか除雪でやられるというところで、低木で、ハマナスとか、低い木を植えているという状況下にあるのです。そうすると統一性がなくなって、オンコの木が立派なものが残っているところもあれば、小さな低木にしているところもあって、なかなか統一感はない

いのですけれども、ただ、駅前の末広通みたく全てないというのも、何かの形にしないと景観上悪いので、その辺については道路計画を立てながらしっかり整備をさせていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、8番、渡辺富久馬議員、発言を許します。

1、8番（渡辺） 私は、広尾高等学校存続への取り組みについて、町長、教育長にお尋ねしたいというふうに思います。

管内で高校が廃校になった、近いところでは浦幌高校でしょうか。町の状況が大変悲惨な状況になっているというふうに聞いて、悲惨という言葉はオーバーかもしれませんが、とにかく町に若者がいない、若者の姿が見えない、声が聞こえない、寂しく暗い町になっていくという、そういう町民からの声は何人か聞こえておりました。そういう姿を想像しますと、今、私たち町民一人一人が、その広尾高校の存続に向けて真剣に考えなければならない喫緊の問題であるというふうに思い、今後の取り組みについて質問いたしたいというふうに思います。

8月25日、道新に町立奥尻高校が全国募集に踏み切るとのことで、また9月7日、道新には私立の北星余市高校が厳しい条件をつけられた上で存続にめどがついたという報道をされております。各市、大変苦勞しております。

今年の広尾高校の入学数は40数名、管内中学校からの進学率は56.7%、広尾中だけでは62.3%となっております。生徒数、子どもの減少によってももちろんそういうふうな現象は見られるわけがありますけれども、今後、平均60%で推移したとすれば、29年度、来年度ですけれども、入学希望者は40人程度になります。他管内からの入学希望が、入学見込みが何人かによってまた綱渡りの状況となることとなります。特に31年度、今の中学1年生ですけれども、卒業数が59名となります。60%換算しますと、35名程度に落ち込むことが予想されます。さらには、現在の小学校5年生ですけれども、50名、小学校2年生は43名となり、危機的な状況となります。このまま何の手を打つこともなければ1間口の年が続き、学校再編の動きが加速しかねないと推測されております。現在に至るまで町を挙げての取り組みや学校側の大変な努力は十分に理解はしておりますけれども、それだけでは打開できない時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、次の点について教育長、町長にお尋ねします。

1点目、平成29年度の見通しについてですが、29年度は広尾中卒業生57名、豊似中学校9名の66名、近隣の目黒中学校、庶野中学校を含めれば74名となります。現在の広尾高校への希望者がどの程度に見込まれているか、はっきりした数字は出てこないとは思いますが、把握していればお答え願いたいというふうに思います。

次、2点目ですけれども、各種補助制度が在校生、卒業生にとって大きな効果を上げていることは承知しております。生徒たちも自己実現に向けて努力している姿は実態として目にしております。しかし、そのことは何も広尾高校だけではなく、ほかの町村でも実施されているものもあり、その独自性がしっかりと情報発信されているかが疑問であります。その点、どのように考えているかを

答弁願います。

次、3点目ですけれども、29年度から豊似中学校が広尾中学校に統合となります。過去10年程度の中で、豊似中学校から広尾高校への進学がゼロという事態が続いています。統合によってこの状態に変化が期待されると思いますが、教育委員会としてどのような働きかけを考えているかをお答え願います。

4点目ですが、他管内からの入学希望者の見通しについてであります。29年度以降、えりも町だけではなく、十勝管内、特に南十勝についてもしっかりと広尾高校のよさを発信すべきと思いますが、その手段、方法の考えがあればお答え願いたいと思います。

次、5点目ですけれども、町長にお聞きします。

部活動の活動の考え方について町長に伺いますが、ご承知のように、生徒数の関係で部活の継続が危うい状況と聞いております。広尾高校の部活へ入部したいという他管内の子どもたちに実効性のある応援を期待したいと考えますけれども、具体策があればお答え願いたいと思います。

以上、5点についてお答えいただきたいと思います。

#### 1、議長（堀田） 答弁、笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、広尾高等学校存続への取り組みにつきまして答弁をさせていただきます。

広尾高校の存続は、今、町が抱える最重要課題の一つであります。存続の取り組みに関し5点のご質問ですが、そのうち、私のほうからは4点につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、1点目の平成29年度以降の入学者の見通しについてであります。現在、広尾高校の生徒の中には、えりも町庶野地区から通学をする生徒も数名おられます。ちなみに、先般、広尾高校のオープンスクール、いわゆる学校見学会が行われたところでございますが、この際には、来春中学を卒業予定の町内中学3年生に加え、庶野地区や忠類地区からも、数名ですが、見学に訪れておりますことや、このほか町外中学校から広尾高校の活動についての問い合わせがあるとのお話も聞いております。これからの進路希望調査や三者面談により少しずつ広尾高校への入学希望者数も見えてまいります。今後も、町内はもとより、南十勝の各町村や、えりも町庶野・目黒地区など、広く町外にも町の支援策を含めた広尾高校のPRに努め、来年度以降の入学者は少なくとも45人から50人くらいを確保していきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の町の各種補助事業制度の実効性、独自性とその情報発信についてでございます。

確かに補助制度や内容等が他町村と類似しているものもありますけれども、管内でも独自の支援策といたしましては、今年から、進学希望者を対象に札幌にあります大手予備校の夏期講習に参加できる体制を整え、自己のレベルアップに向けた講習費用と5泊6日の宿泊代、交通費全額を補助しているところであります。町としましても、広尾高校の目指す姿にさまざまな補助や支援を行っ

ており、実効性として生徒は目標を持って学習に挑む姿勢、学習意欲が出てきており、ちなみに昨年度、進路決定率は100%となっております。

次に、3点目の豊似中学校の統合によります影響についてでございますが、広尾高校への進学にかかわります働きかけについてですが、残念ながらここ数年、豊似中学校から広尾高校への進学者はありませんが、ご質問にありましており、豊似中学校は明年度より広尾中学校へ統合となります。こうしたことを踏まえまして、本年度より広尾中学校と豊似中学校の生徒間交流を積極的に進めております。具体的には、生徒会活動の交流や合同の宿泊学習などを実施し、統合後の速やかな学校生活への移行等が図られております。

また、統合後の部活動や学校行事の取り組みを通して中高一貫教育への一層の強化、連携も推進されることで、これまで以上に生徒間同士も広尾高校を身近に感じ、また、交友関係を深める中から広尾高校への進学希望生徒が増えるものと期待をしております。

それでは、私からは最後になりますけれども、4点目の他管内からの入学の可能性について、入学希望者を募るべく町外への広尾高校の魅力情報を発信すべきとご質問でございますが、このことにつきましては、今も触れさせていただきましたが、広尾高校のオープンスクールでの町外からの学校見学者の動向ですとか、本町での広尾高校への独自の支援策などを含め、こうした支援策をまとめたチラシの新聞折り込み等により情報発信を本年度も行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 5点目の部活動等の奨励について、私のほうからお答えをさせていただきます。

部活動に限って申し上げますと、現在、広尾高校の部活は、体育系、文化系、合わせて15あります。最近の生徒数減少によりまして、種目によっては部員数が満たない状況にあると聞いております。先ほど教育長からの答弁にもありましたように、広尾高校は、部活動の活性化にも積極的に取り組んでおり、町としても年間100万円を助成、遠征費などの負担を軽減し、応援をしているところであります。

しかしながら、中には、帰宅バス時間帯に左右され、十分な部活動ができない状況、あるいは入部したくても断念せざるを得ない生徒もおりまして、今、この解消に向けた何らかの方策を早急に考え、広く町外へも周知していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 8番、渡辺富久馬議員。

1、8番（渡辺） まず、1点目ですけれども、広尾中学校から都市部への流出というのがかなり目立つということでもあります。広尾高校でこれだけ努力をして、在校生に例えば資格だとか試験の

補助だとか、そういういろいろなことをやっていながらも都市へ出ていくというものを歯どめができないということでもありますけれども、だけれども現実、都市へ出た、広尾高校以外に出た子どもたちの動向といいますか、それがどのような動向になっているのかということ調べることはできないのかなという気がしております。これはもちろん町側でやるというのには、個人情報のこともありますでしょうし、いろいろなこともありますでしょうからなかなか難しいことだというふうに思いますけれども、ただ、中学校あたりの例えば担任をした先生とか、あるいは以前に担任した先生だとかという方々にそういう問い合わせをして、どのように成果を上げているか、都市部の高校に行ってどの程度、広尾高校の卒業生とどう違いがあるのかということをしかりと把握していれば、広尾中学校から高校、他管に行く子どもたちに説得材料の一つにもなるかなという、そういう気がしております。そのことについて考え方をお聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、2次質問にお答えをしたいと思います。

今ご質問ありました都市部等、町外へ出られた生徒のその後の進路につきましては、ご質問にもございましたけれども、やはり個人情報という観点もございまして、正直、追跡調査はされておられません。一部の生徒におきましては、周囲の関係者などからいろいろ耳にすることはございます。その中には、成功例あるいはなかなかうまくいかなかったというような事例もお聞きはしているところでございますが、なかなか具体的な数値で押さえるというのは、今のところ難しい状況となっております。

しかし、総じて生徒自身が希望どおりの進路が実現できたかどうかにつきましては、今申し上げましたように、非常に難しい状況でございますので、いろいろ関係者等から、今お話ししましたように、そういった情報等も入手しながら、これからそういった部分で現役の高校生への参考と一助となるようなことにつなげていければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 8番、渡辺富久馬議員。

1、8番（渡辺） 次に、3点目の豊似中学校の統合の関係なのですが、先ほど言いましたように、今まで広尾高校への入学というのが、実績がゼロというのが続いておまして、これが広尾中学校との統合によって進学希望が増加するかどうかという、そういう見通しといたしますか、かなり不透明な部分があるかと思っておりますけれども、考え方があるかどうかという、そういうことをお聞きしたいなというふうに思います。

もちろん、豊似中学校、今までは地域事情とか、あるいは交通手段、生活環境の違いなどで、今までネックだったことが統合によって簡単に解決されるというふうには思っておりませんが、また中高一貫の推進によつての効果も、中学校と高校の、何か私が見ておまして温度差が感

じられる、その辺からもしっかりした意思の確認も必要ではないかなというふうに思っております。特に中学校側への働きかけを強化すべきと思われますが、どのように考えかお聞かせ願います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問でございますけれども、来年度以降、豊似からの入学者を期待しているところでございますけれども、進路指導に当たりましては、中高一貫連絡協議会の中に進路指導部会というのも設置をさせていただいているところでございます。

今後におきましても、進路指導に当たりましては、中高の教員間におきましても一層の連携強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。十分進路指導の徹底した校内アシスト体制というものを確立し、今ご質問にありましたことをしっかりと受けとめて対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、議長（堀田） 8番、渡辺富久馬議員。

1、8番（渡辺） 最後に、5点目なのですけれども、部活動の支援についてですけれども、通学の交通手段にも大変苦慮していると聞いております。特に、特定の部活ということではあれなのですけれども、野球部について言いますと、帰りの時間を考えると、他管内からの進学というのは断念せざるを得ないという子どもたちもいるというふうに聞いています。例えば、この町に寮を用意してはどうかという話も前にはありました。あるいは、下宿制度を活用してはどうかということもありました。その後、私たちが学校時代ですからもう50年以上も前の話なのですが、冬期間通学できなくて困ったときに、町内の旅館を利用して、そこに下宿しながら通っていたという、そういう事例もございました。いろいろな方法が考えられるなというふうに思っております。

町として、これら経済的援助を考える上において、このことも考慮に入れながら考えるべきではないかなという気がしております。他管内の例を出しますと、大樹町では2万円程度補助を出しているそうです。それから、足寄町では4万円出している、下宿の補助として4万円出しているそうです。地方へ出す親の負担というのも大変なので、その負担の限度額といいますが、調べてみると、大体3万円ぐらいが限度かなと、今の時代、それぐらいが限度かなというふうに考えられています。下宿、その他では、試算というか、聞いてみますと、7万円から8万円程度かかるかなという、そういう、それが相場だというふうに聞いております。その差額といいますが、例えば7万円にすれば、3万円が親の限度額とすれば4万円の補助とか、そういう町が応援するという形を考えられないかということをお聞かせしたいと思ひます。

それからもう一つ、それとはちょっと別なのですが、えりもとか庶野方面から通学する子どもたちがおります。それで、災害時に帰宅することができないで、広尾町に宿泊せざるを得ないという、そういうケースがあるようであります。そのときに、現在は自己負担にて宿泊しているという、そういう現状だそうでもありますけれども、そういう宿泊に対する補助も考えてみてはどうか

なというふうに思いますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 教育長も申しあげましたとおり、広尾高校をどうやって守っていくのか、最重要課題の一つでありまして、これから町をつくっていく上で大きな課題の一つであります。そういった意味で、広尾高等学校存続対策協議会、これも私が会長になって、今、進めているところであります。その中でもいろんな方策のことを言われるわけではありますが、何といたっても当面、目先の課題としてやはり何としても2間口確保というところが課題でありますから、どうやって子どもたちが少なくなっていく中で子どもたちに広尾高校に来ていただくか、このことが本当により多く大切であります。

前にもお答え申しあげましたけれども、子どもたちにとって広尾高校が望んで来てくれる学校になることが一番でありますけれども、しかしもう一つは、何といたってもいろんな経済的な課題、それからいろんな、今お話をされました行きたくても部活動が十分にできないなど、当面する具体的な課題もクリアしていかなければ子どもたちの要求に応えることができないのだというふうに思っているところであります。

教育委員会の調査によりますと、庶野地区に10年間、8人から10人の子どもたちがいるのだそうであります。その子どもたちにやはり広尾に来ていただくために、しっかりとした経済対策も支援もしていきたいなというふうに思っているところであります。

また、部活でよくお話を聞くのは、議員がおっしゃったとおり、野球部の例で申しあげたわけがありますけれども、どうしても最終便に乗るためにはもう部活、十分な活動ができなくて引き揚げなければならないということが聞かされているところであります。そうすると、十分な活動、部活動をしていただくためには、下宿なり、それから寮なりという課題が持ち上がってくるわけであります。そこら辺の課題もクリアしなければ子どもたちに来ていただけないわけですから、教育委員会と十分その辺については、どういう方法がいいのか検討させていただいて、具体的なこと、今手を打たなければ、来年の募集はこれからでありますから、まさに9月、10月、11月、ここのところでいろんなPRをするわけでありますから、早急に結論を出して、来年度の入学希望につなげていきたいと、そんな考えであります。

それから、災害の関係ですね。災害の関係は、これまた災害の関係で、これと切り離して考えなければならぬというふうに思っております。しかし、どういう形で、災害で例えば交通手段がなくなったときにどうするかというところ、また別の次元で考えさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 8番、渡辺富久馬議員。

1、8番（渡辺） 最後になりますけれども、いずれにしましても、その補助制度、いわゆる金銭

で、金銭的援助だけでこの問題解決できるとは思ってはおりません。この広尾高校、すばらしい学校だというふうに思います。町、学校、地域が一体となった真剣な取り組みが待たれておりますので、町長から、その対策についての決意だけをお聞きして終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、本当に広尾高校頑張っております。進学、それから就職の成果を見てもわかるとおりでありますし、先生方も夜遅くまで、あそこの前を通れば2階の隅っこ、あれ職員室なわけでありまして、遅くまで電気がついて、本当に子どもたちの指導に当たっているところであります。そういった意味で、浦幌町を例に出して申しわけありませんけれども、浦幌高校がやはりなくなった影響というのは、もうまちづくりにおいて多大な影響、マイナスの影響が出ているというふうに聞いているところであります。しっかり、そのようにならないように対策も講じていきたいなというふうに思っております。

しかしながら、全体的に子どもたちの数が減っていくわけでありますから、広尾町も将来にわたってもう数字が出ているわけでありますから、そこのところは、今、地方創生と言いながら国を挙げて地方を支援しているわけでありまして、学校をどう守っていくのか、まちづくりの根幹にかかわる問題でありますから、40人学級を35人とか30人にしなければこれ解決できない問題でありますから、政治的にもそういった地方創生というレベルでしっかりと国に要望してまいりたいというふうに思っております、広尾高校をしっかりと守っていくことの決意を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終了します。

休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

◎日程第4 議案第91号～日程第5 議案第92号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第91号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてと日程第5、議案第92号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第91号から議案第92号まで一括して提案説明を申し上げます。  
本案の補正内容であります、8月の台風による町有施設等の災害復旧に伴う費用等を計上するものであります。  
最初に、議案1ページであります。  
本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもの  
であります。  
第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるもの  
であります。  
続きまして、3ページの議案第92号であります。  
本案は、平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところ  
によるもの  
であります。  
第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,164万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を8,543万  
円とするもの  
であります。  
第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるもの  
であります。  
なお、各会計の歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明いたしますので、よろしくお  
願いを申し上げます。  
以上で、議案第91号から議案第92号までの提案理由の説明といたします。よろしくお  
願いをいた  
します。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。  
鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） それでは、一般会計補正予算（第7号）及び簡易水道事業会計補正予算  
（第4号）の事項別明細書について、一括して説明させていただきます。  
事項別明細書、それから追加議案資料をご用意いただきたいと思います。  
初めに、一般会計補正予算（第7号）についてであります。  
事項別明細書2ページをお願いいたします。  
3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、15節ひろお保育園排水改修工事は、水害対策に対  
応するため、浸透ます等の設置をするものでございます。  
次、3ページです。  
3款4項1目災害救助費につきましては、台風10号により発生した水道水の濁り、これが解消さ  
れるまでの間、給水作業に従事した職員手当の追加でござい  
ます。  
次、4ページをお願いいたします。  
4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、28節簡易水道事業特別会計繰出金は、簡易水道事業にお  
ける災害復旧費等の財源として追加補正するものでござい  
ます。  
内容につきましては、後ほど説明させていただきます。  
次に、5ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費は、台風災害対応に係る職員手当の追加。  
次、6ページであります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費の15節は、台風7号の強風により破損いたしましたオソウシ牧場の倉庫屋根の補修費の計上でございます。2目水産業用施設災害復旧費、13節委託料は、漁港施設の流木除去費用の計上、15節工事請負費は、河川からの土砂等が大量に流出したため、海水の取水管が詰まったことから魚類の飼育に支障が出ているということで、取水管の分岐工事を行い、リスク軽減を図るものでございます。18節備品購入費は、故障した取水ポンプの更新を行うものでございます。

次、7ページであります。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路、河川等の災害対応に係るものでございます。3節職員手当等は災害対応、復旧に係る時間外勤務手当の計上、11節需用費は災害査定に係る消耗品費、それから12節役務費は復旧に係る建設機械の借り上げに伴う運搬費の計上でございます。13節委託料は、東広尾川ほか、河川の倒木撤去処分及び野塚海岸河口に漂着した流木撤去に係る委託料の計上でございます。14節は、復旧に係る建設機械の借り上げ料の計上でございます。15節工事請負費は、台風7号及び10号の影響により、東広尾川は堤防決壊、河川の切りかえ及び二重ふとんかごの設置などにより河川復旧を図るものでございます。楽古明渠につきましては、のり面が崩壊したことから護岸復旧を図るものでございます。次のタニイソ海岸道路につきましては、のり面が崩壊、土砂等が道路に流出したことから土砂排除を行い、復旧を図るものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

10款3項厚生施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費につきましては、公衆トイレの修繕料及び公園内の風倒木等の処分委託料を計上しております。

次、9ページであります。

10款5項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費は、シーサイドパークのトリムの森の倒木処分に係る委託料の計上でございます。3目保健体育施設災害復旧費、11節需用費は、シーサイドパークのテニスコートのフェンスの修繕、13節委託料は、キャンプ場内の倒木処分に係る計上でございます。

次、10ページでございます。

10款6項1目その他公共施設災害復旧費、15節の工事請負費は、音調津消防会館の外壁剥離、雨漏り等の補修工事の計上でございます。

11ページは、予備費は財源調整でございます。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金ではありますが、簡易水道事業特別会計の災害復旧に係る財源として追加補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出の関係です。

1 款簡易水道事業費、1 項簡易水道費、1 目維持管理費、3 節であります。時間外勤務手当の追加、11 節消耗品費は、非常用飲料水の袋の購入費の追加でございます。

次、5 ページであります。

4 款災害復旧費、1 項1 目簡易水道施設災害復旧費の13 節委託料は、豊似、野塚、楽古、音調津、各浄水場の水源地の取水口等の復旧費の計上でございます。15 節工事請負費は、豊似水源地の取りつけ道路の復旧工事費の計上でございます。

事項別明細書は、以上であります。

次に、議案資料をごらんいただきたいと思います。

議案資料のほうでございます。1 ページをお願いいたします。

1 ページは、一般会計の災害復旧関係の内容、それから関係予算、金額を表示しております。

そして、2 ページから4 ページは、それぞれの位置図でございます。

続いて、5 ページは、簡易水道事業特別会計の災害復旧費関係の予算の表示でございます。

そして、6 ページから8 ページは、その位置図をお示ししております。

以上が、議案第91号及び第92号の各会計補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第91号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてと議案第92号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第91号と議案第92号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第91号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてと議案第92号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

1、議長（堀田） これで、本日の日程は全て終了しました。

あす13日から15日までは議事の都合により休会とし、16日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時21分